

高知大学受託研究員規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 66 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

(目的)

第 1 条 この規則は、民間会社等からの委託による受託研究員の受入れについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第 2 条 受託研究員（以下「研究員」という。）として受け入れることができる者は、民間会社等の現職技術者等であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条本文で定める大学院に入学することのできる者又は学長がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請及び許可)

第 3 条 民間会社等の長（以下「委託者」という。）が研究員を委託しようとするときは、別記様式の受託研究員委託申請書に所定の書類を添えて、関係の学系長、部門長及び学部長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請に基づき、授業及び研究に支障のない範囲において受入れを許可する。

(受入時期)

第 4 条 研究員の受入時期は、原則として、年度の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第 5 条 研究員の研究期間は、1 年以内とし、その研究は、受入れの許可された日の属する会計年度内に行うものとする。ただし、研究の継続の必要があると認めたときは、その期間を更新することができる。

(研究料)

第 6 条 委託者は、研究員の受入れが許可されたときは、学長が別に定める研究料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 学長は、指定の期日までに研究料が納付されないときは、受入れの許可を取り消すことができる。

3 既納の研究料は、返還しない。

(指導方法)

第7条 研究員に対しては、研究事項に応じ指導教員を定め、大学院で行う程度の研究指導を行うものとする。

(研究の中止)

第8条 病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められる者に対しては、関係の学系長、部門長及び学部長の申出により、学長は、研究の中止を命ずることがある。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月10日規則第20号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

受託研究員委託申請書

年 月 日

高知大学長 殿

会社等名
所在地
代表者職氏名

下記の者を受託研究員として貴学に委託したいので、受入れを許可くださるよう申請いたします。

記

ふりがな 氏名 (性別)	(男・女)		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
本籍地	都道府県	現住所 (電話)	電話 ()	
最終卒業学校 及び卒業年月日	年 月卒業			
会社等の所属部課 及び職名				
研究題目				
研究内容				
研究期間	年 月 日から 年 月 日まで			
希望する指導教員				
研究中の居所	電話 ()			
備考				

(注) 履歴書(写真貼付)、卒業又は修了証明書等、健康診断書を添付すること。